

秋田県公報

目 次

ページ

告 示

○生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(二三七・福祉政策課).....	1
○生活保護法による介護機関の指定(二三八・福祉政策課).....	1
○生活保護法による指定介護機関の変更(二二九・福祉政策課).....	4
○道路の供用開始(二四〇・道路課).....	4
○開発行為に関する工事の完了(二四一・秋田地域振興局建設部).....	4
○土地改良区連合の役員の内任及び就任の届出(北秋田振興局農林部).....	5
○市町村営土地改良事業計画の変更の協議を適当とする旨の	5

告 示

秋田県告示第二百三十七号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
 平成二十年五月二十日
 秋田県知事 寺 田 典 城

決定(仙北地域振興局農林部)..... 5

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
介護老人保健施設ケアタウンたかのす	財団法人たかのす福祉公社 理事長	北秋田市脇神字南陣場岱十番地	介護老人保健施設	平成二十年三月三十一日
ケアタウンたかのす指定短期入所生活介護事業所	財団法人たかのす福祉公社 理事長	北秋田市脇神字南陣場岱十番地	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成二十年三月三十一日
ケアタウンたかのす指定通所介護事業所	財団法人たかのす福祉公社 理事長	北秋田市脇神字南陣場岱十番地	通所介護、介護予防通所介護	平成二十年三月三十一日
サポートハウスたかのす指定通所介護事業所	財団法人たかのす福祉公社 理事長	北秋田市脇神字南陣場岱十番地	通所介護、介護予防通所介護	平成二十年三月三十一日
補助器具センターたかのす	財団法人たかのす福祉公社 理事長	北秋田市脇神字南陣場岱十番地	福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与	平成二十年三月三十一日
愛幸園短期入所生活介護事業所	大仙市長	大仙市神宮寺字本郷道南七十八番地	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成二十年三月三十一日
愛幸園デイサービスセンター	大仙市長	大仙市神宮寺字本郷道南七十八番地	通所介護、介護予防通所介護	平成二十年三月三十一日
男鹿市北部デイサービスセンター	男鹿市長	男鹿市北浦北浦字平岱山二番地二十四	通所介護、介護予防通所介護	平成二十年三月三十一日
男鹿市中央デイサービスセンター	男鹿市長	男鹿市船川港船川字片田七十四番地	通所介護、介護予防通所介護	平成二十年三月三十一日
若美福祉訪問介護事業所	社会福祉法人男鹿市社会福祉協議会 会長	男鹿市弘戸字渡部三十番地十七	訪問介護、介護予防訪問介護	平成二十年三月三十一日
たかのす社協福祉用具貸与事業所	社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会 会長	北秋田市花園町十六番一号	福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与	平成二十年三月三十一日

秋田県告示第二百三十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二

第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を

次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十年五月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
介護老人保健施設ケアタウンたかのす	北秋田市市長	北秋田市花園町十九番一号	介護老人保健施設	平成二十年四月一日
ケアタウンたかのす居宅介護支援事業所	社会福祉法人北秋田市社会福祉協議会 会長	北秋田市花園町十六番一号	居宅介護支援事業	平成二十年四月一日
ケアタウンたかのす指定短期入所生活介護事業所	社会福祉法人北秋田市社会福祉協議会 会長	北秋田市花園町十六番一号	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成二十年四月一日
ケアタウンたかのす指定通所介護事業所	社会福祉法人北秋田市社会福祉協議会 会長	北秋田市花園町十六番一号	通所介護、介護予防通所	平成二十年四月一日
サポートハウスたかのす指定通所介護事業所	社会福祉法人北秋田市社会福祉協議会 会長	北秋田市花園町十六番一号	通所介護、介護予防通所	平成二十年四月一日
補助器具センターたかのす	社会福祉法人北秋田市社会福祉協議会 会長	北秋田市花園町十六番一号	福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与	平成二十年四月一日
福祉用具レンタルセンターはあと	財団法人たかのす福祉公社 理事長	北秋田市脇神字南陣場岱十番地	福祉用具貸与、介護予防特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売	平成二十年四月一日
能代市東デイサービスセンター	社会福祉法人能代市社会福祉協議会 会長	能代市上町十二番三十二号	通所介護、介護予防通所	平成二十年四月一日
能代市緑町デイサービスセンター	社会福祉法人能代市社会福祉協議会 会長	能代市上町十二番三十二号	通所介護、介護予防通所	平成二十年四月一日
能代市緑町グループホーム	社会福祉法人能代市社会福祉協議会 会長	能代市上町十二番三十二号	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	平成二十年四月一日
能代ふれあいデイサービスセンター	社会福祉法人能代市社会福祉協議会 会長	能代市上町十二番三十二号	通所介護、介護予防通所	平成二十年四月一日
元気でねット 指定訪問介護事業所	元気でねット 指定訪問介護事業所 管理者	大仙市清水字南谷地七十一の二	介護予防訪問介護	平成二十年三月一日
小規模多機能型居宅介護事業所 桜おかだ	社会福祉法人 雄勝福祉会 理事長	湯沢市小野字大沢田二百二十一番地	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	平成二十年四月一日
オレンジ訪問介護事業所	株式会社 オレンジケアサービス 代表取締役	横手市十文字町字海道下五十六番地二	介護予防訪問介護	平成二十年三月一日
横手市東部地域包括支援センター	横手市長	横手市前郷字下三枚橋二百六十九	介護予防支援事業	平成二十年四月一日
横手市南部地域包括支援センター	横手市長	横手市前郷字下三枚橋二百六十九	介護予防支援事業	平成二十年四月一日

小規模多機能型居宅介護かわせみ	地域密着型特別養護老人ホーム たんちよう	社会福祉法人正和会 型居宅介護かわせみ 理事長	湯上市天王字棒沼台二百四十七番地四	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	平成二十年四月二十一日
デイホーム たんぼぼ	有限会社 たんぼぼ 代表取締役	湯上市天王字棒沼台二百四十七番地四	施設 地域密着型介護老人福祉	平成二十年四月二十一日	
グループホーム たんぼぼ	有限会社 たんぼぼ 代表取締役	仙北市角館町川原太田五十九	介護予防、介護予防通所	平成二十年四月一日	
たんぼぼ	有限会社 たんぼぼ 代表取締役	仙北市角館町蘭田別当村二百一十一	介護予防訪問介護	平成二十年四月一日	
介護老人保健施設 なごみのさと	医療法人 あけぼの会 理事長	大仙市大曲あけぼの町九番二十六号	介護予防短期入所療養介護	平成二十年四月一日	
介護老人保健施設 なごみのさと	医療法人 あけぼの会 理事長	大仙市大曲あけぼの町九番二十六号	介護予防通所リハビリテーション	平成二十年四月一日	
佐野薬局 五城目店	株式会社 サノ・ファーマシー 代表取締役	秋田市保戸野通町三番三十一号	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成二十年四月一日	
佐野薬局 大瀬店	株式会社 サノ・ファーマシー 代表取締役	秋田市保戸野通町三番三十一号	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成二十年四月一日	
美郷町社会福祉協議会通所介護事業所	社会福祉法人 美郷町社会福祉協議会 会長	仙北郡美郷町土崎字上野乙六番地一	通所介護、介護予防通所介護	平成二十年四月一日	
ナーステーションふきのとう	有限会社 介護のパートナーです 代表取締役	横手市山内測字中島八十六の一	訪問看護、介護予防訪問介護	平成二十年四月一日	
小規模多機能ホーム ダリアの里	伊藤建友株式会社 代表取締役	由利本荘市川口字八幡前二百五十五番地の四	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	平成十九年十二月十五日	
株式会社水里の家 デイサービスセンター 水里の家	株式会社 水里の家 代表取締役	大仙市高梨字水里百五十五番地一	通所介護、介護予防通所介護	平成二十年四月一日	
愛幸園 デイサービスセンター	社会福祉法人 大仙ふくし会 理事長	大仙市神宮寺字本郷道南七十八番地	通所介護	平成二十年四月一日	
愛幸園 短期入所生活介護事業所	社会福祉法人 大仙ふくし会 理事長	大仙市神宮寺字本郷道南七十八番地	短期入所生活介護	平成二十年四月一日	
デイサービスはっとりあ	工藤 保	鹿角郡小坂町小坂字上前田七番地一	通所介護、介護予防通所介護	平成二十年四月一日	
デイサービスゆーとりあ	社会福祉法人 小坂町社会福祉協議会 会長	鹿角郡小坂町小坂字上前田七番地一	通所介護、介護予防通所介護	平成二十年四月一日	
男鹿市中央デイサービスセンター	社会福祉法人 男鹿市社会福祉協議会 会長	男鹿市船川港船川字片田七十四番地	通所介護、介護予防通所介護	平成二十年四月一日	
男鹿市北部デイサービスセンター	社会福祉法人 男鹿市社会福祉協議会 会長	男鹿市船川港船川字片田七十四番地	通所介護、介護予防通所介護	平成二十年四月一日	

秋田県告示第二百三十九号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二
第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のと

おり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第五十五条
の二第二号の規定に基づき、告示する。
平成二十年五月二十日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 事 項		サービスの種類	変 更 年 月 日
			変 更 前	変 更 後		
横手市西部地域包括支援センター	横手市長	横手市大森町字菅生田二百四十五番地二百六	横手市地域包括支援センター	横手市西部地域包括支援センター	介護予防支援事業	平成二十年四月一日
居宅介護支援事業所はあと	財団法人たかのす福祉公社理事長	北秋田市大町八番二十三号	ケアタウンたかのす居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所はあと	居宅介護支援事業	平成二十年四月一日
訪問看護ステーションはあと	財団法人たかのす福祉公社理事長	北秋田市大町八番二十三号	北秋田市訪問看護ステーション	訪問看護ステーションはあと	訪問看護 介護予防訪問看護	平成二十年四月一日
指定居宅介護支援事業所 えがおケアプランセンター	株式会社えがお代表取締役社長	大仙市大曲上大町七番七号	大仙市神宮寺字上栗谷田六十七番地	指定居宅介護支援事業所 えがおケアプランセンター	居宅介護支援事業	平成二十年四月一日
男鹿市地域包括支援センター	男鹿市長	男鹿市船川港船川字泉台六十六	男鹿市船川港船川字片田七十四番地	男鹿市船川港船川字泉台六十六	介護予防支援事業	平成二十年四月一日
ドリムホープなかよしケアプランセンター	特定非営利活動法人ドリムホープなかよし理事長	能代市浅内字清水下八番地四	能代市浅内字清水下一番地五	能代市浅内字清水下八番地四	居宅介護支援事業	平成二十年四月一日

秋田県告示第二百四十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成二十年五月二十日

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
		秋田県知事 寺田典城

県 道 稲庭関口線	湯沢市稲庭町字下川原二五八番地先から二四〇番地先まで
	湯沢市三梨町字上久保四九番一 地先から二七六番地先まで

二 供用開始の期日 平成二十年五月二十日
三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課
(二) 期間 平成二十年五月二十日から同年六月二日まで

秋田県告示第二百四十一号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十九年十二月二十七日付け指令秋建一七三三
一で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三
六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成二十年五月二十日

公 告

秋田県知事 寺 田 典 城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 潟上市昭和久保字北野藤曲小道添四十五番地二
 鎌 田 知 巳

二 開発区域に含まれる地域の名称
 潟上市昭和久保字北野藤曲小道添四十五番五及び四十五番

六

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第十八条第十六項の規定により、米代川筋土地改良区連合から次のとおり役員（の）の退任及び就任の届出があったので、同法第八十四条において準用する同法第十八条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成二十年五月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 退任理事の住所及び氏名
- 大館市二井田字贄ノ里五十七番地 安達 孝三
 - 池内字池内九十四番地 戸田 達雄
 - 二井田字高村三十一番地 安達 定順
 - 池内字池内二十六番地 畠山 俊成
 - 櫃崎字大堀宅地四番地 嶋川 久男
 - 小館町十四番二号 松山 紀光
 - 根下戸町九番八号 田中 正夫
 - 二井田字贄ノ里五十番地 田畑 宗秋
 - 餌釣字屋敷六十七番地 本多 貞利
 - 赤石字屋敷南二番地二 平泉 久男
 - 山館字羽立二十三番地 菅原 利雄
 - 二井田字贄ノ里百二十三番地 安達 英樹
- 二 退任理事の住所及び氏名
- 大館市池内字池内十八番地二 戸田 憲一
 - 二井田字上四羽出九番地一 小畑 守
- 三 就任理事の住所及び氏名
- 大館市二井田字贄ノ里五十七番地 安達 孝三
 - 池内字池内九十四番地 戸田 達雄
 - 二井田字高村二十四番地 小畑 淳
 - 池内字池内二十六番地 畠山 俊成
 - 櫃崎字大堀宅地四番地 嶋川 久男
 - 山館字羽立二十三番地 菅原 利雄

大館市二井田字贄ノ里五十番地 田畑 宗秋

- 小館町十四番二号 松山 紀光
- 二井田字贄ノ里百二十三番地 安達 英樹
- 赤石字屋敷南二番地二 平泉 久男
- 餌釣字屋敷六十七番地 本多 貞利
- 根下戸町九番八号 田中 正夫

四 就任理事の住所及び氏名

- 大館市池内字池内十八番地二 戸田 憲一
- 二井田字上四羽出九番地一 小畑 守

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、仙北市からなされた土地改良事業計画の変更に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の第三項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十年五月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 市営土地改良事業（松木内地区中山間地域総合整備事業）変更計画書及び条例の写し
- 二 縦覧期間 平成二十年五月二十一日から同年六月十七日まで
- 三 縦覧場所 仙北市役所 西木庁舎

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所
秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄